

# 序章 前史

---

# 序章 前史

## 1868年(明治元年)～1935年(昭和10年)

当行の設立は1935年(昭和10年)7月30日であるが、設立以前にさかのぼる常磐銀行と五十銀行の存在抜きに、当行の歴史を語ることはできない。そこで、当行の歴史に入る前に、序章として明治から昭和初期にかけて、茨城県内の二大銀行として発展してきた常磐銀行と五十銀行の歴史について触れておきたい。

### 茨城県における銀行の生い立ち

1868年の明治維新後、産業や経済の近代化を図った日本政府は、1872年(明治5年)11月に国立銀行条例を公布し、国立銀行の設立を進めた。ここでいう国立銀行とは、国立銀行条例にもとづき設立された民間銀行のことで、紙幣の発行権限を持つという点で私立銀行とは異なっていた。この条例にもとづいて当初設立された国立銀行は、第一(東京)、第二(横浜)、第四(新潟)、第五(大阪)の4行であったが、1876年8月の国立銀行条例の改正により、全国に国立銀行の設立が相次いだ。

茨城県内では、水戸、土浦、古河の旧士族が中心となり、78年8月に第五十国立銀行(土浦)、9月に第百四国立銀行(水戸)、10月に第六十二国立銀行(水戸)、11月に第二十国立銀行(古河)の4行が設立された。

しかし、国立銀行の乱立により紙幣が大量に発行されインフレを引き起こす結果となったことから、政府は国立銀行の新設を禁止するとともに国立銀行としての営業年限を20年と定め、以降は私立銀行としてのみ存続させることとした。茨城県内では、第五十国立銀行が97年に株式会社土浦五十銀行(1923年には五十銀行と改称)として、第六十二国立銀行が98年に株式会社水戸六十二銀行としてそれぞれ私立銀行に改組され、後の当行設立の2つの柱となった。

水戸六十二銀行は、83年7月に大蔵省の検査で定款違反などを指摘され、営業停止の危機に直面した。また、1903年には経営に行き詰まり、休業状態に陥った。この二度の危機に救済の手を差し伸べたのが川崎銀行(本店東京)の創始者で茨城県出身の川崎八右衛門であった。川崎銀行の助けを得て、立ち直った水戸六十二銀行は、1907年7月に株式会社常磐銀行と改称して再出発した。

### 銀行の乱立と規制、大戦・震災による不況

一方、国立銀行の設立とは別に、為替、両替、貸付、預り金などの金融業を営む銀行類似会社が自然発生的に出現した。茨城県内においては、1881年(明治14年)末に23社の銀行類似会社が設立され、84年末には49社に達していた。

その後、小規模経営では成り立たず淘汰されたが、日清戦争による好況期を迎え、県内各地に資産家を中心として資本金5万円前後の小規模な私立銀行が新設された。1901年末には普通銀行52行、貯蓄銀行11行、農工銀行を合わせて64銀行に達するなど、多くの私立銀行が設立された。

このような小規模な私立銀行の乱立に伴う弊害に対して、政府は1901年8月、新設銀行についてそれぞれの地方の経済事情および発起人の身元や資産などの審査を厳重にし、資本金について会社組織の銀行は50万円以上、個人銀行は25万円以上(同年9月には50万円以上)の制限を設けて乱立を抑えた。

さらに、銀行乱立の弊害に苦慮した政府は、銀行行政を強化して銀行合同を推進する方針を打ち出し、日露戦争後には、資本金の増額(100万円以上)や小銀行の合併整理を通達した。

1914年(大正3年)7月～18年11月の第1次世界大戦がもたらした未曾有の好況も1920年の第1次反動恐慌によって終わり、1922年の第2次恐慌から1923年9月の関東大震災によって、不況はますます深刻化していった。

特に関東大震災時には関東一円の銀行はいずれも一時休業状態に陥り、政府および日本銀行は各種の救済措置を断行した。

## 合併の背景

茨城県においては、1921年（大正10年）に茨城県銀行組合を結成して、県内金融の調整を図り、翌22年には県知事を会長とする銀行合同期成会が設置され、合同の方策について次の2案を決議した。

第1案：既設有力銀行に合併し、被合併銀行はその支店となること。

第2案：地方の状況、その他取引関係により数多の銀行を合併新設すること。

第1案については常磐、五十両行を中心とする合併が急速に進んだものの、第2案については多賀、日立、久慈、鉾田の各行の間で新銀行創設の計画は実現しなかった。

27年（昭和2年）3月、関東大震災の善後処理および震災手形損失補償などの審議に際し、片岡直温蔵相の「東京渡辺銀行が破綻した」という失言が発端となって、その翌日に同銀行ならびに同系貯蓄銀行が休業した。以降、京浜地区の中小銀行が休業に追い込まれ、大銀行を除くほとんどの銀行が取り付け騒ぎにあり、人心の動揺は深刻を極めた。

翌4月には台湾銀行の突然の休業により金融界は緊張の度を加え、全国的に銀行取り付けが激化した。27年の金融恐慌である。政府は3週間にわたる支払猶予令（モラトリアム）を実施し恐慌を静めた。しかしながら、29年10月、ニューヨーク株式市場の大暴落を機に世界恐慌が勃発した。

## 合併の経緯

世界恐慌は、我が国にも物価の下落、生産の減少、貿易の縮小、中小企業の倒産と失業者の増大をもたらし、金融市場もまた暗黒の時代に入った。福島、栃木、千葉、埼玉などの隣県の各地では銀行に取り付けが起こり休業する銀行が続出したが、茨城県内では大正末期に銀行の集中化が進捗したため、恐慌の荒波を乗り切ることができた。常磐、五十両行を中心とした県内銀行の大合併は、地方金融界の混乱を未然に防止したものとして高く評価されている。

しかしながら不況は長引き、常磐と五十両行では茨城県内に20カ所の重複営業店を有し、経済力の乏しい狭い地域内で激しい競争が行われていた。このほか、

三ツ輪銀行、石岡銀行、猿田公益銀行、茨城貯蓄銀行、茨城農工銀行などがひしめき合っていた。

すでに、「銀行法」（1928年1月）が施行されて金融制度の改善が進むと同時に、地方銀行の整理統合が急速に進展していた。利益の低下を余儀なくされている茨城県内の銀行も、金融統制のうえから遠からず合併することが必至であった。

1934年（昭和9年）10月、大蔵省は常磐、五十両行代表者に対して両行合併を勧め、翌35年3月30日、当局から大蔵省基本案が提示された。

- (1) 合併は新立銀行とする
- (2) 資本金は1,000万円程度とする
- (3) 資産中から所有不動産、不良債権を除却する
- (4) 常磐銀行は現資本の6割5分、五十銀行は4割5分
- (5) この資本金に対し各1割の積立金を持ち込む

この提示を受けた両行頭取は協議のうえ、契約書案を作成し、当期内に実行に移る旨の答弁を行った。同年5月22日に大蔵省から内認可指令が到着し、6月2日に両行とも臨時株主総会を開催して合併を決定した。

### コラム Column

#### 当行名称由来記

三宅亮一第2代頭取は、新銀行の名称について当行四十年史において、次のように書き記している。

「“常陽”の名付け親は龜山 甚 初代頭取である。龜山さんはこの名称に少なからず苦心した。新名称が旧両行の面目を傷つけないよう、常磐と五十のいずれにも無縁の文字を狙いつつも、両行は共に茨城県に故郷（ふるさと）を持つ地方銀行だから、一字だけでも地縁（ふるさと）を表示したいと考えていた。大学の国漢文教授や易学の先生、さらには姓名判断の専門家などの知恵も借りたが、なかなか決まらなかった。

地縁を表すには“常”の字のほかはない。しかし、“常”は“常磐”に通じるので、龜山さんはこの字を用いることに躊躇し、遂に合併実行期日が迫ってくるまで発表し得なかった。幸いにも“常陽”の名称が五十側役員諸賢にも異議なく容れられたので胸をなでおろした。

常陽とは常陸と同義である。

“陽”は太陽を意味する。エネルギーの源泉で森羅万象の新陳代謝を支配しつつ、自身は永劫不滅、即ち銀行の悠久を象徴している。明るく前向きであり、進み行く姿である。“常陽”は地縁と明るさと前進とエネルギーと悠久とを包含兼備した絶妙な名称である。我々はこの名を恥ずかしめないように励精を続けたい。」